



2026 年度（第 54 回）山口県アマチュアゴルフ選手権決勝競技

会場：下関ゴルフ倶楽部

ローカルルールと競技の条件の追加・補足・変更のお知らせ

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則 16）

（c）プレー禁止区域 【追加】

下記はプレー禁止区域であり、異常なコース状態として扱われる。その区域内に球があるか、その区域がプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域の妨げになる場合、規則 16.1f による救済を受けなければならない。

- 1) 1 番ホール左の遺跡区域：白線で標示
- 2) 17 番ホールのナーセリー(芝の栽培地)：修理地の標示

9. 移動

ラウンド中、プレーヤーやキャディーは乗用カートに乗車して移動してはならない。ただし、委員会が承認する場合や、事後承認した場合を除く（ストロークと距離の罰に基づいてプレーする、あるいはプレーしたプレーヤーは乗用カートに乗車して移動することが承認される）。【変更】

16. 張芝の継ぎ目からの救済（ひな型 F-7） 【追加】

プレーヤーの球がジェネラルエリアの張芝の継ぎ目の中にあるか触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となる場合は、ローカルルールひな型 F-7 を適用し、規則 16.1 b（異常なコース状態からの救済）に基づいて救済を受けることができる。ただし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。

救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。球をドロップした後、どの継ぎ目であっても再度障害となる場合、たとえその球が基点から 1 クラブレンジス以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則 14.3 c (2) に基づいて要求されるように処置（再ドロップ。再ドロップしても障害となる場合、再ドロップが落ちた地点にプレース）しなければならない。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されており場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（2 罰打）。

ローカルルール・競技の条件・行動規範の全文は、山口県ゴルフ協会ホームページ、または Web エントリーシステムのお知らせ欄でご確認ください。